

衛星通信可搬局等賃貸借業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

令和6年能登半島地震では、発災当初に通信が途絶し、通話やデータの送付等ができず、応援部隊同士あるいは応援部隊と被災自治体との意思疎通に制約が生じたという課題があった。

このため、県庁、各方面本部、広域物資輸送拠点及びゼロメートル地帯広域防災拠点にスターリンク設備及びイリジウム衛星携帯電話を整備し、災害現場等での通信の安定及び連絡手段の多重化を図る。

2 業務の概要等

(1) 業務名

衛星通信可搬局等賃貸借業務

(2) 賃貸物件名及び数量

別添「衛星通信可搬局等賃貸借業務仕様書」のとおり

(3) 賃貸借期間

令和7年10月1日(水)から令和12年9月30日(火)まで(60か月)

(4) 見積上限額

金181,491,090円(消費税及び地方消費税を含む)

3 応募資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から企画提案書の提出期限までの間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていないこと。

(3) 公告の日から企画提案書の提出期限までの間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等(以下「物品の製造等」という。)に係る指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿(令和6年4月～令和8年3月)の大分類「03. 役務の提供等」、中分類「11. リース・レンタル」のうち小分類「05. 情報関連機器」に登録されている者であること。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされな

かった者とみなす。

- (6) 本業務の手續に参加する者との間に資本面・人事面で関係がない者であること。

4 応募方法

本プロポーザルの参加者は、次のとおり提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び内容

ア 応募申込書

- ・ 様式1「応募申込書」に必要事項を記入し提出すること。

イ 企画提案書（任意様式）

- ・ 愛知県が求める衛星通信可搬局等の仕様は、別紙「仕様書」のとおり。
- ・ 企画提案書には、提案のポイントを簡潔かつ明瞭に記載すること。
- ・ 原則、仕様書の記載内容を全て満たしているものとするが、より優れた企画提案を行うための代替提案は可とする。なお、代替提案に係る記載箇所は、その部分分かるように記載すること。
- ・ 仕様書等に記載のない事項についての追加提案も可とし、追加提案に係る記載箇所は、その部分分かるように記載すること。
- ・ 企画提案書は、A4判で作成するものとし、やむを得ずA4より大判の用紙を使用する場合は、A4サイズに折りたたむこと。

ウ 経費見積書（任意様式）

- ・ 経費見積書に記載する金額は、賃貸借期間 60 か月に掛かるリース金額（税込み）の合計金額（税込み）を円単位で記載すること。また、積算内訳書を添付すること。
- ・ 積算内訳書では、項目ごとに積算額及び積算根拠を記載し、1月あたりのリース金額（税込み）を算出すること。
- ・ 代替提案及び追加提案を行った場合は、その提案を実現するのに必要な経費を適切に計上すること。

エ 業務実績一覧

- ・ 様式2「業務実績一覧」に、本業務と類似業務の実績を記入すること。

オ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書

- ・ 様式3「社会的価値の実現に資する取組に関する申告書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて提出すること。

カ 添付資料

- ・ 事業者の概要が分かる資料、パンフレット等

(2) 提案書等の提出方法等

ア 提出期限

令和7年7月7日(月)午後5時まで（必着）

イ 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）又は郵送により提出すること。

ウ 提出先

〒460-8501（住所記載不要）名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県防災安全局防災部災害対策課 災害対策グループ

エ 提出部数
6部

5 提案書等の作成に伴う質問と回答

本県に関する質問がある場合は、以下により様式4「質問書」を提出すること。

(1) 質問受付期限

令和7年6月17日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

様式4「質問書」を電子メールにより提出すること。

なお、その際、件名は「【質問書】衛星通信可搬局等賃貸借業務」とすること。

(3) 提出先

愛知県防災安全局防災部災害対策課 災害対策グループ

電話：052-954-6193（ダイヤルイン）

E-mail：saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp

(4) 回答

回答は、愛知県防災安全局防災部災害対策課 Web ページ

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/saigaitaisaku/>) に随時掲載する。

(5) その他

企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問、受付期間以外の質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

6 企画提案の審査・落札候補者の選定等

(1) 選定方法

ア 提出された企画提案については、県が設置する選定委員会において書面審査（一次選定）を行い、点数が高い上位5件についてプレゼンテーションによる審査（最終選定）を行う二段方式とし、最優秀企画提案を1件選定する。

ただし、企画提案が5件以下の場合は、一次選定を実施せず、全ての企画提案についてプレゼンテーションで選定を行う。

イ 選定委員会は非公開とし、選定の経過等に関する問い合わせには応じないこととする。

(2) 二次（最終）選定（プレゼンテーション）

令和7年7月15日（火）を予定しており、詳細は別途通知する。

※プレゼンテーションは、1者15分程度（説明10分、質疑応答5分）。

(3) 選定基準

落札候補者を選定する際の主なポイントは、以下のとおりとする。

ア 事業実施体制

- ・実施体制（人員配置、対応人数、役割分担、責任の所在、個人情報保護・情報セキュリティ対策等）は明確、適正であるか。

イ 維持管理体制

- ・賃貸借契約期間中の維持管理体制は適切であるか。

ウ 操作習熟の工夫

- ・操作マニュアルの作成、操作訓練等、県職員の継続的な操作習熟のための工夫がされているか。

エ 独自提案

- ・県が示した内容以外の提案（例：平時の利活用方法など）が盛り込まれているか。事業の趣旨に沿った効果的な提案となっているか。

オ 過去の業務実績

- ・関連事業、類似事業等を実施した経験、実績はあるか。

カ 事業費の妥当性

- ・積算金額及び内訳は妥当なものとなっているか。

キ 社会的取組

- ・社会的価値の実現に資する取組を行っている事業者か。

(4) 選定結果

選定結果については、全提案者に対して書面により通知する。

(5) 契約

ア 契約締結

県は、企画提案書に基づき、落札候補者と具体的な事業内容及び経費等について協議を行い、双方合意に達した場合に限り、賃貸借契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者を協議する者とする。

イ 契約条件等

契約書（案）による。

ウ 契約保証金

契約金額の100分の10の額とする。（愛知県財務規則第129条の3各号のいずれかに該当する場合は免除する。）

7 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

8 スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 企画提案書提出期限 | 令和7年7月7日（月） |
| (2) 審査会開催・候補者決定 | 同年7月中旬 |
| (3) 事業者決定・契約締結 | 同年7月中旬 |

9 その他の留意事項

- (1) 企画提案に必要な費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案は、1事業者1案とする。
- (3) 提出書類の提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。また行政文書の開示請求があった場合については、以

下のとおりとする。

ア 採用となった企画提案書は、原則開示する。

イ 不採用となった企画提案書は、開示しないものとする。

(5) 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 応募資格のない者が応募・企画提案した場合

イ 提出書類が提出期限を越えて提出された場合

ウ 提出書類に明らかな不備があった場合や、虚偽の内容が含まれていた場合、
若しくは指示内容に違反があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(6) 実施に当たっては、採用された企画提案の内容を協議の上、変更することがある。

10 問合せ先

愛知県防災安全局防災部災害対策課 災害対策グループ

〒460-851 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

電話：052-954-6193（ダイヤルイン）

E-mail：saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp

契 約 書 (案)

- 1 物件名 衛星通信可搬局等賃貸借
- 2 数量 一式
- 3 賃貸借期間 令和7年10月1日から
令和12年9月30日まで
- 4 契約金額 金 円 (月額 金 円)
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に110分の10（適用する税率が8%の場合は108分の8）を乗じて得た額である。
- 5 設置場所 愛知県庁始め15か所
- 6 契約保証金 契約金額に100分の10を乗じて得た額とする。
なお、愛知県財務規則（昭和39年愛知県財務規則第10号）第129条の3第3号に該当するときは、全部の納付を免除する。
- 7 その他特約事項 別紙「愛知県個人情報取扱事務委託基準」及び「情報セキュリティに関する特約条項」のとおり

愛知県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間において、
上記物件の賃貸借について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 所在地
愛知県
代表者

乙 住所（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）

(権利義務の譲渡等)

第1条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(危険負担)

第2条 契約金額は、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含むものとし、履行前に甲、乙双方の責に帰することができない理由により損害を生じた場合といえども乙がこれを負担する。

(物件の納入等)

第3条 乙は、物件を契約書及び仕様書等で指定された場所へ乙の負担で納入し、使用可能な状態に調整したうえ、賃貸借期間の開始日から甲の使用に供しなければならない。

(検査及び引渡し)

第4条 甲は、乙から物件の納入があったときは、速やかにこれを検査し、合格と認めたものに限り引渡しを受けるものとする。

2 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

3 検査の結果、不合格のものがあつたときは、乙は、甲の指定する期間内に完全なものを納入しなければならない。

(履行遅延の場合における違約金)

第5条 乙は、物件の貸付けを遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年2.5パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払)

第6条 乙は、毎月の賃貸借料を翌月以降に甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を乙に支払わなければならない。

3 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて年2.5パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(転貸の禁止)

第7条 甲は、物件を第三者に転貸してはならない。ただし、乙の承認を得たときはこの限りでない。

(公租公課)

第8条 この物件に係る公租公課は、乙が負担する。

(物件の管理責任)

第9条 甲は、これを善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 物件に故障が生じたときは、甲は、直ちに乙に報告しなければならない。

(物件の保守)

第10条 乙は、物件を常に良好な状態で使用できるよう必要な保守を乙の負担で行わなければならない。

2 乙は、甲から前条第2項の報告を受けたときは、乙の負担で速やかに修理しなければならない。ただし、故障の原因が甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(物件の返還等)

第11条 甲は、この契約が終了したときは、この物件を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、乙が認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、この契約が終了したときは、速やかにこの物件を撤去するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

3 甲は、乙が正当な理由なく、相当期間内にこの物件を撤去せず、又は設置場所の原状回復を行わないときは、乙に代わってこの物件を処分し、又は設置場所の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(物件の現状変更)

第12条 甲は、次に掲げる行為をするときは、事前に乙の承諾を得なければならない。

- (1) 物件に装置、部品、付属品等を付着し、又は物件からそれらを取り外すとき。
- (2) 物件に付着した表示を取り外すとき。
- (3) 物件の設置場所を他へ移動するとき。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 契約の履行を遅延し、又は物件を粗雑にし、品質数量に関し不正な行為があったとき。
- (3) 甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

- (4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
 - (5) 契約解除の申立てをしたとき。
 - (6) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第2号又は第4号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また履行部分があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。
- 5 令和8年度以降においてこの契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、甲はこの契約を解除するものとする。
- （談合その他不正行為に係る解除）

第14条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消され

た場合を含む。) 。

- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
 - (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
 - 3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第15条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
 - (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあって

は非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第17条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(愛知県財務規則の準用)

第18条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第19条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第20条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（乙の組織内にあつて直接又は間接に乙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出する。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(再委託の禁止)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。甲の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、甲の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(目的外収集、利用の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。また、甲の承認により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。また、甲の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(作業場所等の特定及び持ち出しの禁止)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(安全管理措置に関する事項)

第10 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報及び乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理(再委託先による管理を含む。)のために必要な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第11 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。また、乙が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。

(第三者等からの回収)

第12 乙が、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(報告検査等)

第13 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第14 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置(個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。)を指示することができる。

(損害賠償)

第15 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシー及び愛知県高度情報通信ネットワークセキュリティ実施要領を遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

(ネットワーク、情報システム等の使用)

第6条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲の管理するネットワークに乙の情報機器を接続し、又は甲の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ甲の指示に従い必要な事務手続きを行わなければならない。

2 乙は、前項のネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用してはならない。

3 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、甲の定める利用基準に従って適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得て第三者に使用させる場合は、この限りでない。

4 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、前項に定めるものの他、情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じなければならない。

5 甲は、乙が前項までの規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、乙の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、甲はその責任を負わない。

(資料等の返還等)

第7条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第8条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第9条 甲は、この特約状況の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第10条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（甲による検査が困難な場合にあつては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC27001 等）の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第11条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第12条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

衛星通信可搬局等賃貸借業務

仕様書

1 物件名

衛星通信可搬局等賃貸借業務

2 目的

県庁、各方面本部、広域物資輸送拠点及びゼロメートル地帯広域防災拠点にスターリンク設備及びイリジウム衛星携帯電話を整備し、災害現場等での通信の安定及び連絡手段の多重化を図る。

3 必要機能

(1) スターリンク

ア 衛星回線によるインターネット接続機能

イ 閉域網を利用した愛知県高度情報通信ネットワーク網との接続機能

この機能を実現するために必要な回線を本契約において愛知県庁内に構築すること。

(2) イリジウム

衛星回線による携帯電話機能

4 借用期間

令和7年10月1日（水）から令和12年9月30日（火）（60か月）

5 賃借物品性能等仕様

別紙1のとおり

6 納入場所

別紙2のとおり

7 納入期日

賃借開始日までの期間で、甲と協議の上、順次納入すること。

8 納入及び撤去等

納入にあたり、乙は設置施設担当と調整の上、納入作業を行うこと。納入時には物

品の初期設定等の調整を行うとともに、甲に対し管理上必要となる機器の取扱や使用方法等について十分な説明を行うこと。また、契約期間終了後、当該物件の回収を行うこと。

なお、納入、撤去に必要となる費用については乙の負担により行うこと。

9 検査

賃借物品の納入は完了後施設職員により検査を行う。検査に合格と認められない場合は、乙は別途指定する期日までに正常な物品への取り替えを乙の負担において行わなければならない。

10 保守

機械が故障した場合は、速やかに修理に着手し、正常な状態に回復させること。これらにかかる費用は甲の管理上の瑕疵を除き乙が負担するものとする。

1.1 衛星回線の仕様について

- (1) 災害による通信インフラの損傷を回避するため、相互に離れた複数の衛星地上局を有し、衛星地上局からインターネットへのアクセス回線は、現用、予備の冗長構成とすること。
- (2) 衛星地上局は災害に伴う長期間の停電に対応するための十分な非常用電源装置を有すること。
- (3) 衛星地上局の立地が地盤構造的に安定しており、津波の影響のない内陸部や豪雨・土砂災害を受けにくい高台に位置していること。
- (4) 衛星回線は災害時・訓練時の利用を想定し、1日に利用できるデータ通信量に制限を設けないこと。利用頻度やデータ通信量の増減によって通信の中断がないこと。
- (5) 衛星回線の速度は上り回線が最大3Mbps以上、下り回線が最大20Mbps以上（ベストエフォート）であること。

1.2 衛星可搬局の仕様

- (1) 別紙1を満たすものとする。
- (2) 電波法に定める技術基準に適合し、登録証明機関により適合証明を取得したものであること。
- (3) 24時間本装置の障害に対する監視体制を提供可能としていること。
- (4) 衛星可搬局は工具なしで容易に組み立てられ、目標の衛星を自動で捕捉し、衛星波のピークを自動検出する機能を有すること。

1.3 1月当たりの通信量

- (1) スターリンク
移動タイプ 50G B y t e 以上
- (2) イリジウム
スターリンクの回線構築等の確認に要する最小限の通信量

1.4 閉域網の仕様

- (1) 別紙2納入場所一覧に記載する県機関、ゼロメートル地帯広域防災拠点および広域物資輸送拠点から高度情報通信ネットワークに接続するために、インターネットを経由することなく安全に通信することのできる独立した閉域網型ネットワークを構築、提供すること。
- (2) 閉域網型ネットワークと高度情報通信ネットワークの接続点は愛知県庁とする。
- (3) 愛知県庁は光ファイバー回線を利用して閉域網に接続できること。100Mbps以上の通信帯域が確保された回線を提供すること。
- (4) 愛知県庁以外の拠点は衛星回線を利用して閉域網に接続できること。通信帯域はベストエフォートとする。
- (5) 提供範囲は閉域網サービスの終端装置までとし、庁内設備への接続等は愛知県および高度情報通信ネットワークの提供事業者が実施するが、高度情報通信ネットワークとの接続に際し、愛知県および高度情報通信ネットワークの提供事業者と打合せを実施し、円滑に構築が可能なよう務めること。
- (6) 回線終端装置はレンタルまたは回線サービスの月額利用料に含むこと。
- (7) 通信回線の冗長は不要とする。
- (8) 24時間365日電話受付可能な障害対応窓口を提供すること。

1.5 賃借物品を使用するための研修について

県職員が適切に賃借物品を使用できるよう、研修会等を開催すること。

1.6 その他

- (1) その他、定めのない事項については、県との協議のうえ決定する。

1 スターリンク

(1) 衛星通信機器 (数量:32 (内閉域用:16)) 想定:スターリンク HPキット

機器	アンテナ板サイズ	1000×1000 mm 以内
	重量	アンテナ部のみで 7kg 以下
	電源電圧	100 - 240V
	防水・防塵	IP56 (強噴流水耐性)以上
	動作温度	-30°C~50°C
	耐風速	80km/h まで
性能	期待する下り通信速度	20Mbps 以上
	期待する上り通信速度	3 Mbps 以上
	利用周波数帯	Ku バンド
	アンテナの方向調整は自動で行えること。	
非性能	月間の高速度データ利用量	1TB 以上
	通信量	上限なし
	IP 電話の接続が可能であること	
	標準ルータに有線 LAN 接続ポートを有すること。	
	Wi-Fi の 5GHz 帯のチャンネルを屋外利用する場合には、電波法で屋外利用可能な W56 のチャンネルのみが利用可能に設定変更できること。	
付属品	PoE 対応 HUB (5 ポート) ×1、AP×1、LAN ケーブル (CAT6A) 5m×2	

(2) 電源装置 (数量:32) 想定:Jackery JE-1000C

機器	電源供給方法	バッテリー形式
	重量	15kg 以下
	動作温度	-10°C~45°C
性能	容量	1000Wh 以上
	AC 出力ポート数	3 ポート以上
	AC 出力	100V 以上 / 1 ポートあたり最大 10A
	期待する稼働時間	8 時間程度 (100W 利用時)
非性能	家庭用コンセントを利用して充電が可能なこと	
	人力で可搬可能な形状であること	
付属品	屋外用コードリール 10m×1	

(3) キャリーケース(数量:32) 想定: Pelican 1640 Protector Transport Case

サイズ	内寸	60.2×61×35.3 cm
	外寸	69.1×69.9×41.4 cm
性能	空虚重量	16k g 以下
非性能	スターリンクを動作させるために必要な機器一式が収まること。(ポータブル電源を除く。) また、内部については機器を緩衝材等により保護するとともに、内部で移動することのないよう保持できる形状とすること。	

2 イリジウム

衛星通信機器 (数量:16) 想定: イリジウム Extreme 標準セット

機器	アンテナ	通信機と一体型
	サイズ	60mm (幅)×140mm (高さ)×27mm (奥行)/アンテナ収納時
	重量(バッテリー込み)	250g 以下 (標準アンテナ、SIM カード含む)
	防水	IPX5 等級以上
性能	連続待受時間	30 時間程度
	連続通話時間	4.0 時間程度
	利用周波数帯	L バンド

納入場所一覧

	区分	機関名	所在地
1	県機関	愛知県庁	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
2		東三河総局	豊橋市八町通 5-4
3		新城設楽振興事務所	新城市字石名号 20-1
4		尾張県民事務所	名古屋市中区三の丸 2-6-1
5		海部県民事務所	津島市西柳原町 1-14
6		知多県民事務所	半田市出口町 1-36
7		西三河県民事務所	岡崎市明大寺本町 1-4
8		豊田庁舎	豊田市元城町 4-45
9	ゼロメートル地帯広域防災活動拠点	木曾三川下流Ⅰ・愛西市	愛西市大井町浦田面 268 番地
10		西三河南部地域・西尾市	西尾市行用町見セ田
11	広域物資輸送拠点	愛・地球博公園	長久手市茨ヶ廻間乙 1533-1
12		豊橋市総合体育館	豊橋市神野新田町字メノ割 1-3
13		中部トラック総合研修センター	みよし市福谷町西ノ洞 21-127
14		中小企業振興会館	名古屋市中千種区吹上二丁目6番3号
15		愛知県一宮市総合運動場	一宮市千秋町佐野字向農 756

注：広域物資輸送拠点用機器の納入場所については、打ち合わせにより決定する。

様式1

年 月 日

愛知県知事殿

住 所
事 業 者
代表者職氏名

衛星通信可搬局等賃貸借業務
企画提案応募申込書

衛星通信可搬局等賃貸借業務を受注したいので、別添のとおり企画提案書を提出します。

また、提案にあたり、募集要領の記載内容を承諾し、下記の事項について誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 提案者は募集要領に定める応募資格を満たしていること。
- 2 募集要領に記載された内容を全て承知の上で提案するものあること。

<連絡先>

所属（部署名）	
担当者役職名・氏名	
電 話	
F A X	
メールアドレス	

業 務 実 績 一 覧

業務実績①

業者名称	
業務名	
業務内容	
発注者	
契約期間/金額	

業務実績②

業者名称	
業務名	
業務内容	
発注者	
契約期間/金額	

業務実績③（衛星通信機器の提供実績）

業者名称	
業務名	
業務内容	
発注者	
契約期間/金額	

- ※ 本業務と類似業務の業務実績を記入すること（3件まで）。そのうちの最低1件については、国及び地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人並びに法令に基づく公社等との類似業務の契約実績とすること。
- ※ 業務実績を3件記入する場合は、そのうちの最低1件について衛星通信機器の提供実績を含めることとし、そのことが分かるように業務内容の欄に記載すること。
- ※ 各契約につきコピー（年月日、業務内容、契約者が記載された部分）1部を添付すること。

社会的価値の実現に資する取組に関する申告書

(申告者) 住 所

名 称

代表者職・氏名

社会的価値の実現に資する取組について、下記のとおり申告します。

記

評価項目	申告内容	SDGsとの関連	添付書類(写)
環境マネジメントシステムの導入	<input type="checkbox"/> ISO14001の認証 <input type="checkbox"/> エコアクション21の認証 <input type="checkbox"/> KESの認証 <input type="checkbox"/> エコステージの認証		<input type="checkbox"/> 登録証 <input type="checkbox"/> 登録・承認証 <input type="checkbox"/> 登録証 <input type="checkbox"/> 認証書
自動車エコ事業所の認定	<input type="checkbox"/> 自動車エコ事業所の認定		<input type="checkbox"/> 認定証
あいち生物多様性企業認証	<input type="checkbox"/> あいち生物多様性企業認証の取得		<input type="checkbox"/> 認証書
障害者法定雇用率の達成	<input type="checkbox"/> 障害者雇用状況の報告義務がある (法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が40.0人以上) → <input type="checkbox"/> 障害者法定雇用率を達成 → <input type="checkbox"/> 障害者法定雇用率を未達成 <input type="checkbox"/> 報告義務がない (法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が40.0人未満)		<input type="checkbox"/> 障害者雇用状況報告書
協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用	<input type="checkbox"/> 協力雇用主の登録 <input type="checkbox"/> 保護観察対象者等の雇用		<input type="checkbox"/> 証明書 <input type="checkbox"/> 証明書
障害者就労施設等からの調達実績	<input type="checkbox"/> 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)		<input type="checkbox"/> 調達実績の分かる書類 契約書、納品書、請求書、領収書等
女性の活躍促進	<input type="checkbox"/> あいち女性輝きカンパニーの認証 <input type="checkbox"/> 女性の活躍促進宣言の提出 <input type="checkbox"/> えるぼし認定・プラチナえるぼし認定		<input type="checkbox"/> 認証書 <input type="checkbox"/> 受理書(※) <input type="checkbox"/> 基準適合一般事業主認定通知書等
ワーク・ライフ・バランスの推進	<input type="checkbox"/> 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録 <input type="checkbox"/> あいちっこ家庭教育応援企業への賛同 <input type="checkbox"/> くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定 <input type="checkbox"/> 愛知県休み方改革マイスター企業の認定	  	<input type="checkbox"/> 登録証 <input type="checkbox"/> 賛同書 <input type="checkbox"/> 基準適合一般事業主認定通知書等 <input type="checkbox"/> 認定証
エコモビリティライフの推進	<input type="checkbox"/> あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入 <input type="checkbox"/> エコ通勤優良事業所の認証		<input type="checkbox"/> 加入証明書 <input type="checkbox"/> 登録証
安全なまちづくりと交通安全の推進	<input type="checkbox"/> 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録 <input type="checkbox"/> 活動報告書の提出		<input type="checkbox"/> 登録証 <input type="checkbox"/> 報告書
健康づくりの推進	<input type="checkbox"/> 愛知県健康経営推進企業の登録		<input type="checkbox"/> 証明書
取引適正化の推進	<input type="checkbox"/> パートナーシップ構築宣言の公表		<input type="checkbox"/> 宣言文

(※) あいち女性輝きカンパニーの認証書を提出する場合は、女性の活躍促進宣言の提出に係る受理書の添付を省略することができる。

記入要領

- (1) 申告者の住所、名称、代表者の職・氏名を記入してください。
- (2) 「申告内容」欄は、現在取得している認証又は登録、障害者法定雇用率の達成状況など、該当する事項にチェックマーク(☑)を記入してください。
- (3) 提出にあたっては、「添付書類(写)」欄の該当項目(書類)にチェックマーク(☑)を記入の上、申告する内容を証明する書類の写しを添付してください。
- (4) 紛失等により登録証等がない場合は、下記の当該制度を所管する機関(愛知県の当該制度を所管する課、当該制度を所管する国の機関又は団体)にお問合せの上、再発行又は登録等を証明する書類の交付を受けてください。
- (5) 「障害者法定雇用率の達成」については、障害者の雇用の促進等に関する法律、同施行令及び同施行規則の関係規定により、法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が40.0人以上の事業主に対して、障害者の雇用状況の報告が義務付けられています。
申告する際には、報告義務の有無を記入し、義務がある場合は、障害者法定雇用率の達成状況を併せて記入してください。また、法定雇用率を達成しているときは、それを証明する書類として、公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付してください。
- (6) 「協力雇用主の登録」及び「保護観察対象者等の雇用」に係る証明書の様式は、愛知県労働局就業促進課にお問い合わせください(Webページからもダウンロードできます)。この様式に必要事項を記入の上名古屋保護観察所に持参し、証明書の交付を受けてください。
- (7) 「障害者就労施設等からの調達実績」は、「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」で定める対象事業者からの調達が対象です(愛知県福祉局福祉部障害福祉課Webページで確認できます)。
なお、「特例子会社」「重度障害者多数雇用事業所」「在宅就業障害者」「在宅就業支援団体」「共同受注窓口」については、「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達に関する要綱」による登録又は認定を受けたもの(「優先調達登録事業者」及び「共同受注窓口」取扱物品及び役務リストに掲載)に限ります。
- (8) 「女性の活躍促進宣言」に係る受理書は、愛知県県民文化局男女共同参画推進課において交付を受けてください。
- (9) 「あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入」に係る加入証明書は、愛知県都市・交通局交通対策課において交付を受けてください。
- (10) 「パートナーシップ構築宣言の公表」に係る宣言文は、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/>)で公表している宣言文の写しを添付してください。
- (11) ご不明な点がある場合は、下記へお問い合わせください。

内容	お問合せ先(愛知県庁 052-961-2111《代表》)
制度に関すること	愛知県会計局管理課会計企画・調整グループ
環境マネジメントに関すること	愛知県環境局環境政策部環境活動推進課調整・環境配慮行動グループ
自動車エコ事業所の認定に関すること	愛知県環境局地球温暖化対策課自動車環境グループ
あいち生物多様性企業認証に関すること	愛知県環境局環境政策部自然環境課生物多様性保全グループ
障害者法定雇用率の達成、協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用に関すること	愛知県労働局就業促進課高齢者・障害者雇用対策グループ
障害者就労施設等からの調達に関すること	愛知県福祉局福祉部障害福祉課業務・調整グループ
女性の活躍促進に関すること(えるぼし認定(プラチナえるぼし認定を含む)を含む)	愛知県県民文化局男女共同参画推進課女性の活躍促進グループ
愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録及びくるみん認定(トライくるみん認定・プラチナくるみん認定を含む)に関すること	愛知県労働局労働福祉課仕事と生活の調和推進グループ
あいちっこ家庭教育応援企業への賛同に関すること	愛知県教育委員会教育部あいちの学び推進課家庭教育・地域連携支援グループ
愛知県休み方改革マイスター企業の認定に関すること	愛知県労働局労働福祉課労使関係グループ
エコモビリティライフの推進に関すること	愛知県都市・交通局交通対策課モビリティサービス推進グループ
安全なまちづくりと交通安全の推進に関すること	愛知県防災安全局県民安全課安全なまちづくりグループ
健康づくりの推進に関すること	愛知県保健医療局健康医務部健康対策課健康づくりグループ
取引適正化の推進に関すること	愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課経営支援・調整グループ

様式4

質問書

愛知県防災安全局防災部災害対策課 災害対策グループ 宛

TEL 052-954-6193 (ダイヤルイン)

E-mail saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp

事業者名	
所属名	
担当者名	
電話	
F A X	
E - mail	
質問事項	